

令和8年度（2026年度）阿蘇グリーンインフラの 貢献度評価指標検討に係る業務委託基本仕様書

1 委託業務名

令和8年度（2026年度）阿蘇グリーンインフラの貢献度評価指標検討に係る業務

2 業務の目的

阿蘇地域のグリーンインフラ（草原、水田及び森林をいう。）は、水源涵養、生物多様性の保全、流域治水等の様々な機能（以下「多面的機能」という。）を有している。

また、阿蘇地域は、白川をはじめとした6つの一級河川の源流域にあたり、九州の水がめと呼ばれており、阿蘇地域のグリーンインフラがもたらす水源涵養機能は、河川の基底流量を増加させ、流量の安定化を支えるなど、流域の健全な水循環の維持に貢献している。

そこで本県は、阿蘇地域のグリーンインフラがもたらす多面的機能に着目し、阿蘇のグリーンインフラを維持・再生する活動を支援するため、公益財団法人阿蘇グリーンストックと連携し、新たに「九州の水を育む阿蘇の守り手基金（以下「基金」という。）」を令和7年（2025年）8月に創設した。

基金では、寄付者に対し、寄付額に応じた貢献度の証明書を交付する予定である。

本業務は、阿蘇地域のグリーンインフラの現状把握、グリーンインフラの多面的機能に関する既往知見の整理等を行った上で、水源涵養等の専門家による貢献度評価指標検討委員会（以下「委員会」という。）を開催することにより、阿蘇地域のグリーンインフラがもたらす貢献度の評価指標を整理し、基金の円滑な運営に資することを目的とする。

3 業務内容

受託者は、県が実施する阿蘇地域のグリーンインフラがもたらす貢献度の評価指標の整理が円滑に進むよう、水田及び森林の水源涵養機能の指標の策定、令和7年度（2025年度）阿蘇グリーンインフラの貢献度評価指標検討に係る業務（以下「令和7年度業務」という。）において整理した草原の水源涵養機能の指標の検証、並びにグリーンインフラの水源涵養以外の多面的機能に係る評価の設定可能性の検討に必要な以下の項目について業務を行うこととする。

(1) 阿蘇地域のグリーンインフラの現状把握

本県、環境省等の既往調査結果等を基に、阿蘇地域のグリーンインフラの分布状況、管理状況を整理するとともに、阿蘇地域のグリーンインフラを維持・再生する活動における課題を整理し、本業務の基礎資料とする。

(2) グリーンインフラの多面的機能に関する既往知見の整理

グリーンインフラが有する多面的機能について、既往の現地調査結果や研究論文等の調査等により、既往知見の整理を行う。

(3) 阿蘇地域水循環モデルによる検証業務との連携・調整

受託者は、委託者が実施する令和8年度（2026年度）阿蘇地域水循環モデルによる検証業務（以下「検証業務」という。）の受託者と連携し、両業務間に齟齬が生じないように調整を図ることとする。

また、検証業務の結果を委員会の資料として活用するため、必要な調整を行う。

(4) 指標の検討

(1)、(2)、(3)及び委員への事前ヒアリングの結果を踏まえ、委員会において検討し、水田及び森林の水源涵養機能の指標を策定するとともに、令和7年度業務において整理した草原の水源涵養機能の指標の検証を行う。

また、(1)及び(2)を踏まえ、水源涵養以外の多面的機能に係る評価指標について、阿蘇地域のグリーンインフラにおいて設定可能な指標の検討を行う。

(5) 貢献証書の検討・作成

寄付により維持される水田及び森林の面積や、水田及び森林の保全と地下水の関連性等、水源涵養以外の要素に対する貢献を踏まえて、貢献証書の記載内容の検討・更新を行う。また、令和7年度に作成した草原における貢献証書についても、本業務の検討内容を踏まえて必要に応じて更新を行う。

(6) 委員会の開催

水田及び森林の水源涵養機能の指標の策定並びに草原の水源涵養機能の指標の検証を行うため、契約期間内に委員会を3回以上開催することとし、以下の業務を行う。

ア 委員候補の提案

※ 委員は、委託者と調整の上で決定することとする。

イ 委員就任の調整

ウ 委員への事前ヒアリング（委員への謝金、旅費の支払いを含む。）

エ 日程調整・会場の確保

オ 委員会資料の作成・準備

カ 委員会の運営（委員への謝金、旅費の支払いを含む。）

キ 議事録の作成

(7) その他

本業務に付随する事項等

4 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、各委員会開催前及び本業務の最終とりまとめ時並びに必要に応じて行うこととし、合計5回以上行う。

なお、打合せ協議は、Web会議システムによる実施も可能とする。

5 成果品の提出

(1) 委員会の議事録

委員会の開催の日から 14 日以内に、速報版を電子媒体で委託者に提出する。
また、委員会の出席者と調整の上で、委員会の開催の日から 30 日以内に、確定版を電子媒体で委託者に提出する。

(2) (1)以外の成果品

業務により収集・作成した資料等を取りまとめ、業務完了報告書として、紙（A 4 版）1 部及び電子媒体 1 式を委託者に提出する。

6 履行期間

契約締結の日から令和 9 年（2027 年）3 月 26 日（金）まで

7 その他

(1) 成果品その他本業務で生じる著作物等に関する一切の権利は、全て委託者に帰属するものとし、受託者は委託者に無断でこれらの使用、貸与及び公表等を行ってはならない。

(2) 本業務における入手情報及び行政情報の管理体制等については、ISMS/ISO27001 に基づき、本業務の履行に関する全ての行政情報について流出防止対策を講じること。

また、再委託業者と再委託契約を締結する場合は、情報流出防止対策として、ISMS/ISO27001 に則って作業を実施すること。

(3) 本業務において個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」に従うこと。

(4) 業務を円滑かつ効率的に進めるため、委託者と密接な関係を保ちつつ実施すること。

(5) 作業の内容等に疑義が生じた場合には、その都度委託者と十分に協議した上、その指示に従うこと。